

板橋区特殊詐欺等対策電話機等購入費補助金交付要綱

制定 平成30年5月8日

施行 平成30年6月1日

(目的等)

第1条 この要綱は、特殊詐欺等対策電話機等の購入費用を補助することにより、特殊詐欺等の被害の防止を図り、もって板橋区民の財産を守るため、特殊詐欺等対策電話機等購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 詐欺（刑法（明治40年法律第45号）第246条の罪をいう。）又は電子計算機使用詐欺（刑法第246条の2の罪をいう。）のうち、面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺き、不正に調達した架空又は他人名義の預貯金口座への振り込みその他の方法により、当該者に財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるものをいう。
- (2) 特殊詐欺等対策電話機等 警察又は地方公共団体等から提供を受けた迷惑電話番号情報等を使って、特殊詐欺及び悪質なセールス等（以下「特殊詐欺等」という。）に関する着信を自動で拒否する機能又は、自動応答録音装置機能を備えた特殊詐欺等の対策のために開発された電話機及び機器をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金申請時、板橋区（以下「区」という。）に居住し、かつ、区の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 区内の事業者から特殊詐欺等対策電話機等の購入をした者であること。（第6条第1項に規定する補助金交付申請書類の提出があった日と同年度内に購入したものに限る。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合は、この限りでない。）
- (3) 申請日現在、特別区民税及び軽自動車税を滞納していない者であること。
- (4) 以前に区又は警察から自動通話録音機の貸与を受けていない者であること。

(補助金交付対象経費)

第4条 補助金交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、特殊詐欺等対策電話機等の購入に要する費用（前条各号のいずれにも該当する者が同一世帯に複数ある場合にあっては、当該同一世帯につき1回分の費用）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は毎年度予算の範囲内で、2,000円を限度とし、対象経費の2分の1の額とする。この場合において当該2分の1の額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、板橋区特殊詐欺等対策電話機等購入費補助金申請書兼実績報告書(別記様式第1号)及び次の各号に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 品名及び日付の記載された領収書
- (2) 購入に係る装置が確認できるカタログ、説明書等
- (3) 振込先の通帳コピー

2 前項の申請書類の提出は、特殊詐欺等対策電話機等を購入した日(以下「購入日」という。)の属する年度内にしなければならない。ただし、購入日からその属する年度末までの間に、申請書類の提出に要する相当期間がない等、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

3 区長は、第1項の書類の一部を省略することができる。

4 第1項第1号に規定する領収書(現金払以外の方法により購入に係る費用を支払った場合にあつては、金融機関等が発行する振込み証明書等)は、原本とする。ただし、申請者の要求により返還を求められた場合は、この限りでない。

5 次のいずれかに該当する場合は、納税証明書又は非課税証明書若しくは当該税の納付領収書の写し(いずれも直近のもの。領収書の写しは直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て)を添付するものとする。

- (1) 板橋区特殊詐欺等対策電話機等購入費補助金申請書兼実績報告書(別記様式第1号)において、区税納付状況調査に関する同意をしない場合
- (2) 区外からの転入者で転入前の住所地において住民税又は軽自動車税が課税されている場合

6 補助金の交付申請の受付は先着順に行い、申請額の合計が予算の範囲を超えた時点をもって申請の受付を停止する。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 区長は前条の規定に基づく申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定した上、板橋区特殊詐欺等対策電話機等購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書(別記様式第2号)により、不適当と認められた場合は、板橋区特殊詐欺等対策電話機等購入費補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後に、何らか

の理由により申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から14日以内に、板橋区特殊詐欺等対策電話機等購入費補助金交付申請取下書（別記様式第4号）を区長に提出しなければならない。

（申請内容の変更）

第9条 申請者は、第7条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後に申請した内容を変更しようとするときは、速やかに板橋区特殊詐欺等対策電話機等購入費補助金交付内容変更申請書（別記様式第5号）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定に基づく申請があったときは、変更内容を審査し、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこれに付した条件を変更し、別記様式第2号又は別記様式第3号により、申請者に交付又は不交付の決定を通知するものとする。

（補助金の交付及び請求）

第10条 申請者は、第7条の補助金交付確定通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（別記様式第6号）を区長に提出しなければならない。

2 区長は別記様式第1号の指定された金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

（補助金の返還）

第11条 区長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱の規定に違反して虚偽その他不正の手段で補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（処分の制限）

第12条 補助金の交付を受けた者は、特殊詐欺等対策電話機等を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定の日から起算して5年を経過した場合は、この限りでない。

（状況報告）

第13条 補助金の交付を受けた者は、本事業の遂行状況等について、区長から報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）の規定を準用する。

付 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この一部改正による改正後の規定は、令和4年4月1日以後に受理する補助金の交付申請について適用し、同日前に受理した補助金の交付申請については、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

板橋区特殊詐欺等対策電話機等購入費補助金申請書兼実績報告書

年 月 日

(宛先) 板 橋 区 長

申 請 者 住 所 _____

(補助対象者) _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

電話番号 _____

特殊詐欺等対策電話機等購入費補助金の交付を受けたいので、次の通り申請し、併せて事業の完了を報告します。

申請額	購入金額 _____ 円 (補助対象額 _____ 円)
商品名	品名：電話機・自動通話録音機 品番： _____
振込先	1 金融機関： _____ 銀行・信用金庫 _____ 信用組合・農業協同組合 _____ 支店・出張所 2 種 別：普通・当座・貯蓄・その他 3 口座番号： _____ 4 口座名義人(カナ)： _____
添付書類	1 領収書 2 振込先の通帳コピー 3 その他 (_____)
※ 確認の上✓を付してください。 <input type="checkbox"/> 私（同居の家族を含む）の区税納付状況について、区が確認することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、過去に区又は警察から自動通話録音機の貸与を受けていません。 <input type="checkbox"/> 区が実施する特殊詐欺等対策調査に協力することに同意します（任意）。	

様式第2号（第7条関係）

板危管第 号
年 月 日

様

板 橋 区 長

板橋区特殊詐欺等対策電話機等購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請の特殊詐欺等対策電話機等購入費補助金については、下記のとおり交付決定及び確定したので通知します。

記

交 付 決 定 ・ 変 更 決 定

- 1 交付決定額及び交付確定額 円
- 2 その他

偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けた者又は要綱に定める事項に違反して補助金の交付を受けた者は、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

様式第3号（第7条関係）

板危管第 号
年 月 日

板橋区特殊詐欺等対策電話機等購入費補助金不交付決定通知書

_____様

年 月 日付で申請のあった板橋区特殊詐欺等対策電話機等購入費補助金については、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

板橋区長

記

1 交付しない理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

板橋区特殊詐欺等対策電話機等購入費補助金交付申請取下書

（宛先）板 橋 区 長

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

年 月 日付け 板危管第 号で交付決定通知の
あった板橋区特殊詐欺等対策電話機等購入費補助金については、下記の理由に
より申請を取り下げます。

記

- 1 補助金の額 円
- 2 交付申請年月日 年 月 日
- 3 取下げ理由

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

板橋区特殊詐欺等対策電話機等購入費補助金交付内容変更申請書

（宛先）板 橋 区 長

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

年 月 日付け 板危管第 号で交付決定のあった板橋区特殊詐欺等対策電話機等購入費補助金について、申請内容を変更したので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 添付書類

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

補助金交付請求書

（宛先）板 橋 区 長

住 所 _____

申 請 者 _____

氏 名 _____

年 月 日付け（ 板危管第 号）で交付決定の通知のあった 年度板橋区特殊詐欺等対策電話機等購入費補助金について下記のとおり請求します。

記

請求額 _____ 円